

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 3 - 関東 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 6 月 7 日

【会社名】 株式会社ゼンショーホールディングス

【英訳名】 ZENSHO HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長兼CEO 小川 賢太郎

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目18番1号

【電話番号】 03 - 6833 - 1600

【事務連絡者氏名】 執行役員 グループ経本部長 丹羽 清彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目18番1号

【電話番号】 03 - 6833 - 1600

【事務連絡者氏名】 執行役員 グループ経本部長 丹羽 清彦

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2021年 7 月30日
効力発生日	2021年 8 月 8 日
有効期限	2023年 8 月 7 日
発行登録番号	3 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 40,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
3 - 関東 1 - 1	2021年12月 7 日	15,000百万円		
実績合計額(円)		15,000百万円 (15,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 25,000百万円
(25,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	株式会社ゼンショーホールディングス第5回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.710%
利払日	毎年6月13日及び12月13日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2022年12月13日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月13日及び12月13日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息を付けない。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「(注)11 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2027年6月11日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2027年6月11日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「(注)11 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2022年6月7日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2022年6月13日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号

担保	<p>本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。</p>
財務上の特約(担保提供制限)	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存在する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために、担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 2 ただし、当該資産の上に担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定できない場合には、当社は社債権者集会の決議を得て本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。 3 当社が本欄第1項または第2項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からBBB+の信用格付を2022年6月7日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の規定の適用を受けるとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4 財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人

- (1) 当社は、農林中央金庫を財務代理人として、本社債の事務を委託する。
- (2) 本社債にかかる発行代理人及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。
- (3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係を有しない。
- (4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を本（注）6に定める方法により社債権者に公告する。

5 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失する。
 - 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
 - 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5銀行営業日を経過しても、これを履行または解消できないとき。
 - 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項及び第2項の規定に違背したとき。
 - 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他

の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または株主総会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社は直ちにその旨を本(注)6に定める方法により公告する。

(3) 期限の利益を喪失した本社債は、直前の利息支払期日の翌日から期限の利益を喪失した日までの経過利息を付して直ちに支払うものとする。なお、期限の利益を喪失した日に支払がなされなかった場合には、当社は財務代理人に支払資金を交付後直ちにその旨を本(注)6に定める方法により公告する。

6 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)によりこれを行う。

7 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4第(1)号を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1) 本(注)6に定める公告に関する費用

(2) 本(注)9に定める社債権者集会に関する費用

11 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	3,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,500	
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	53	9,947

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,947百万円は、別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載の適格プロジェクトに係る使途として、以下の表の通り、9,400百万円を2022年7月末までに借入金の返済資金(うち9,316百万円は、当社子会社への投融資資金のために借り入れた借入金の返済資金)に、残額を2023年3月末までに当社子会社への新規投融資資金に充当する予定です。なお、実際の充当時期までは現金及び現金同等物にて管理します。

分類	充当予定内容	借入金返済充当 予定金額 (2022年7月末までに 充当)	新規投資予定金額 (2023年3月末までに 充当)
グリーン プロジェクト	工場・外食チェーン店舗の空調設備更新・新規店舗への導入	943百万円	-
	工場・店舗駐車場照明のLED化	124百万円	-
	はま寿司の店舗屋根における太陽光発電設備の導入	840百万円	-
サステナビリティ プロジェクト	チラー水洗浄機・コールドチェーン設備の導入	839百万円	-
ソーシャル プロジェクト	はま寿司の店舗へのストレートレーン導入	6,570百万円	547万円
	フェアトレードによる生産者支援(社会インフラ整備)	84百万円	-

フェアトレードによる生産者支援(社会インフラ整備)については、当社としての投資。
その他の項目は、当社子会社としての投資。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 サステナビリティボンドとしての適格性について

当社は、サステナビリティボンドの発行のために、「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2021」(注1)、「ソーシャルボンド原則 (Social Bond Principles) 2021」(注2)、「サステナビリティボンド・ガイドライン (Sustainability Bond Guidelines) 2021」(注3)、「グリーンボンドガイドライン2020年版」(注4)、「ソーシャルボンドガイドライン (Social Bond Principles) 2021年版」(注5)、「グリーンローン原則 (Green Loan Principles) 2021」(注6)、「ソーシャルローン原則 (Social Loan Principles) 2021」(注7)及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」(注8)、に即したサステナビリティファイナンス・フレームワークを策定し、第三者評価として、株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)より「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価(注9)」の最上位評価である「SU 1(F)」の評価を取得しております。

(注1)「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2021」とは、国際資本市場協会 (ICMA) が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会 (Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee) により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

(注2)「ソーシャルボンド原則 (Social Bond Principles) 2021」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会 (Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee) により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンド原則」といいます。

(注3)「サステナビリティボンド・ガイドライン (Sustainability Bond Guidelines) 2021」とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインをいいます。

(注4)「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインをいいます。

(注5)「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内でさらに普及させることを目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインです。

(注6)「グリーンローン原則 (Green Loan Principles) 2020」とは、ローン市場協会 (LMA)、アジア太平洋地域ローン市場協会 (APLMA) 及びローンシンジケーション&トレーディング協会 (LSTA) により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。

(注7)「ソーシャルローン原則 (Social Loan Principles) 2021」とは、ローン市場協会 (LMA)、アジア太平洋地域ローン市場協会 (APLMA) 及びローンシンジケーション&トレーディング協会 (LSTA) により策定された社会的分野に用途を限定する融資のガイドラインをいいます。

(注8)「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」とは、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドラインをいいます。同ガイドラインでは、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的として、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。

(注9)「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」とは、JCRの定義するソーシャルプロジェクト又はグリーンプロジェクトに充当される程度並びに当該サステナビリティファイナンスの資金用途等に係る管理、運営及び透明性確保の取組みの程度に対するJCRによる第三者評価をいいます。なお、「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券又は借入れに関する評価と区別するため、評価記号の末尾に(F)をつけて表示されます。

2 サステナビリティファイナンス・フレームワークについて

当社は、サステナビリティファイナンスの調達を目的として、グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則及びサステナビリティボンド・ガイドラインが定める4つの要件(調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートング)に適合するサステナビリティファイナンス・フレームワークを以下のとおり策定しました。

1. 調達資金の用途

本フレームワークに基づいて調達された資金は、以下の適格プロジェクトに対する新規投資及び既存投資のリファイナンスに充当する予定です。

適格クライテリア (適格プロジェクト分類)	適格プロジェクト例	GBP/SBP 事業区分
[グリーンプロジェクト] 工場・店舗の省エネ化・創エネ化(従来比、設備単体で30%以上のエネルギー効率の改善が見込まれるもの)	・工場・外食チェーン店舗の空調設備更新・新規店舗への導入 ・工場・店舗駐車場照明のLED化	エネルギー効率 (GBP)
[グリーンプロジェクト] 再生可能エネルギー発電設備の導入	・はま寿司の店舗屋根における太陽光発電設備の導入	再生可能エネルギー (GBP)
[サステナビリティプロジェクト] チラー水洗浄機・コールドチェーン設備の導入	・食材を低温洗浄・殺菌し、品質を高く保持しながら配送することで、その後の店舗における野菜洗浄工程の集約に資するチラー水洗浄機・コールドチェーン設備の導入	持続可能な水資源及び廃水管理 (GBP) 社会経済的向上とエンパワーメント (働き方改革) (SBP)
[ソーシャルプロジェクト] 食品廃棄物削減に向けた設備導入	・はま寿司の店舗へのストレートレーン導入	食糧の安全保障と持続可能な食糧システム (フードロスと廃棄物の削減) (SBP)
[ソーシャルプロジェクト] フェアトレードによる調達	・フェアトレードによるコーヒー、紅茶、カカオの調達	食糧の安全保障と持続可能な食糧システム (小規模生産者の生産性向上) (SBP) 社会経済の向上とエンパワーメント (所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合) (SBP)

2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

本フレームワークに基づくサステナビリティボンドの資金使途とする適格クライテリアは、グループ財務部が候補を選定し、社内関係各部との協議を経て、グループ経本部長が最終決定し代表取締役の承認を得ます。また、その結果を取締役に報告します。

3. 調達資金の管理

当社グループ財務部が、本フレームワークに基づいて調達した資金について、適格プロジェクトへの充当や管理を、内部管理システムを用いて行います。調達資金については、その同額が適格プロジェクトまたは適格プロジェクトの実施において調達した借入金等の返済資金に充当されるため、原則として未充当金は発生しない予定であるものの、適格プロジェクトへの充当時期の遅れ等により調達資金の未充当期間が発生する場合、未充当金は現金及び現金同等物にて管理されます。

4. レポートニング

当社は、資金充当状況レポートニング及びインパクト・レポートニングを、当社ウェブサイト等にて年次で開示します。初回の開示は、サステナビリティボンド発行から1年以内に行う予定です。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に計画に大きな影響を及ぼす状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

(1) 資金充当状況レポートニング

当社はサステナビリティボンド発行から、サステナビリティボンドにて調達された資金が全額適格プロジェクトに充当されるまでの間、調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定です。

- ・ 調達金額
- ・ 充当金額
- ・ 未充当金の残高及び運用方法
- ・ 調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額または割合

(2) インパクト・レポート

当社はサステナビリティボンド発行から償還されるまでの間、適格プロジェクトによる環境及び社会改善効果に関する以下の項目について実務上可能な範囲において開示する予定です。

適格クライテリア(適格プロジェクト分類)	レポート項目
[グリーンプロジェクト] 工場・店舗の省エネ化・創エネ化 (従来比、設備単体で30%以上のエネルギー効率の改善が見込まれるもの)	・新規導入・入替した空調設備・LED照明数 ・導入・入替した設備の省エネ性能
[グリーンプロジェクト] 再生可能エネルギー発電設備の導入	・導入設備の発電容量(kw) ・温室効果ガス削減量(t-CO2)
[サステナビリティプロジェクト] チラー水洗浄機・コールドチェーン設備の導入	[アウトプット] ・チラー水洗浄機・コールドチェーン設備の概要 [アウトカム] ・(グリーン)使用水道水削減量(t) ・(ソーシャル)冷水作業時間の短縮効果(時間) [インパクト] ・職場環境の改善を通じた持続可能な水資源利用の実現
[ソーシャルプロジェクト] 食品廃棄物削減に向けた設備導入	[アウトプット] ・導入設備(ストレートレーン)の概要 [アウトカム] ・食品廃棄物削減量(t) [インパクト] ・食品廃棄物削減を通じた、持続的な食糧供給システムの維持
[ソーシャルプロジェクト] フェアトレードによる調達	[アウトプット] ・フェアトレードによる調達状況 [アウトカム] ・フェアトレードを通じて支援する小規模農家の数 [インパクト] ・開発途上国における小規模農家の支援を通じた、持続的な食糧供給システムの維持

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第39期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月13日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月8日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2022年6月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年6月29日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2022年6月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2021年8月13日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2022年6月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2021年11月12日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2022年6月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2022年2月8日に関東財務局長に提出

9 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2022年6月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2022年5月13日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2022年6月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」および「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載されている中期経営計画は2022年3月期をもって終了し、新たに中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）を2022年5月13日付で策定しております。当該事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ゼンショーホールディングス 本店

（東京都港区港南二丁目18番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。